

# 税源移讓關係

## 三位一体の改革について（抄）

平成17年11月30日  
政府・与党

### 2. 税源移譲について

- (1) 税源移譲は、上記1. 及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。
- (2) この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

#### （別紙2）

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。
2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

#### （1）今回決定分

・厚生労働省	6,100億円程度
・文部科学省	5,020億円程度
・農林水産省	90億円程度
・経済産業省	300億円程度
・国土交通省	50億円程度
・環境省	610億円程度
・総務省	30億円程度
	5億円程度

#### （2）既決定分

2兆3,990億円程度

---

#### 税源移譲額 合計

3兆0,090億円程度

（注）既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。）及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

## 本格的な税源移譲を実施するに当たっての基本的考え方

- 三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲を行う。
- その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。具体的には、
  - 個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率を 10%にフラット化する。
  - 所得税は、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、より累進的な税率構造(最低税率 5%・最高税率 40%の設定)を構築することとし、他の税率やブラケットについては、個々の納税者における税負担の変動の極小化の観点を踏まえ、検討を行う。
  - 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づき、全所得者層において生ずる負担増については、所得税の税率の刻みや個人住民税の減額措置により、調整を行う。

## 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率(案)

【現 行】

所得税		
課税所得		税率
~	330万円	10%
330万円	~ 900万円	20%
900万円	~ 1,800万円	30%
1,800万円	~	37%

個人住民税		
課税所得		標準税率
~	200万円	5%
200万円	~ 700万円	10%
700万円	~	13%
(道府県民税)		
~	700万円	2%
700万円	~	3%
(市町村民税)		
~	200万円	3%
200万円	~ 700万円	8%
700万円	~	10%

【改正案】

所得税		
課税所得		税率
~	195万円	5%
195万円	~ 330万円	10%
330万円	~ 695万円	20%
695万円	~ 900万円	23%
900万円	~ 1,800万円	33%
1,800万円	~	40%

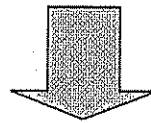
個人住民税	
課税所得	標準税率
一律	10%
(道府県民税)	
一律	4%
(市町村民税)	
一律	6%

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。

## 道府県民税及び市町村民税の税率割合(案)

	都道府県	市町村	合計
移譲前税収(注)	2兆5,100億円	6兆2,100億円	8兆7,200億円
国庫補助負担金改革額(A)	2兆2,800億円	7,300億円	3兆100億円
計	4兆7,900億円	6兆9,400億円	11兆7,300億円
比率	41	59	100

(注) 平成18年度税収として見込まれる数値を試算したもの(定率減税適用前)。



### 【改正案】

	都道府県	市町村	合計
税率	4%	6%	10%
移譲後税収	4兆6,900億円	7兆400億円	11兆7,300億円
税源移譲額 (B)	2兆1,800億円	8,300億円	3兆100億円
(B) - (A)	△1,000億円	1,000億円	0

## 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(案)

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額する。

1. 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者

①と②のいずれか小さい額の5%

① 人的控除額の差の合計額

② 個人住民税の課税所得金額

2. 個人住民税の課税所得金額が200万円超の者

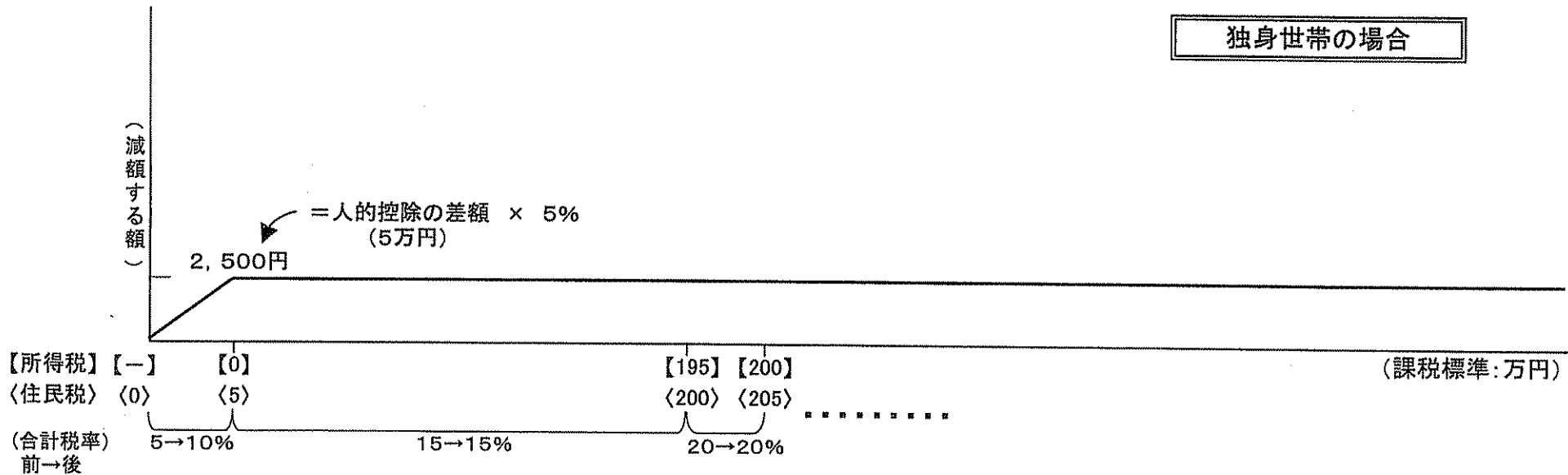
[人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)]の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

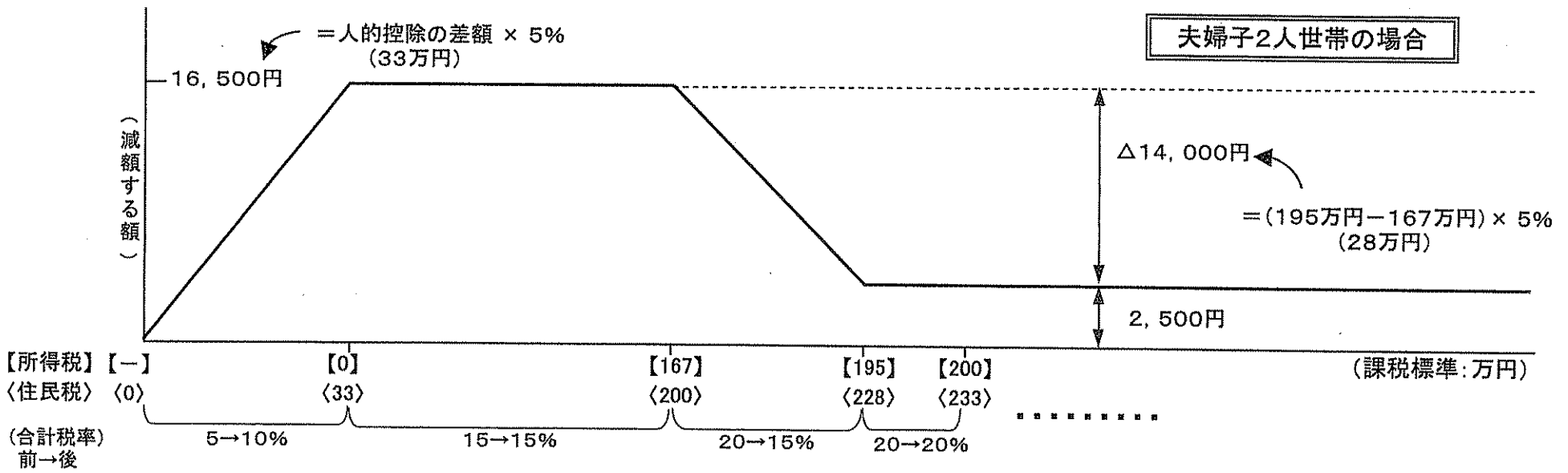
(注) 個人住民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。

# 人的控除の差による負担増の調整(個人住民税の減額措置案)

独身世帯の場合



夫婦子2人世帯の場合



## 分離課税等に係る個人住民税の税率割合(県分・市町村分)等について(案)

分離課税等に係る税率割合等を、道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の税率改正にあわせ、改正する。

		現 行		改 正 案	
		道府県民税	市町村民税	道府県民税	市町村民税
分 離 課 税	土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得(国・地方公共団体等への譲渡)、株式等の譲渡所得等(非上場)、先物取引の雑所得等	1.6%	3.4%	2%	3%
	上場株式に係る譲渡所得 <small>優遇税率</small>	1%	2%	1.2%	1.8%
	土地、建物等の短期譲渡所得	3%	6%	3.6%	5.4%
	土地等の事業所得等 ※平成21年(度)まで課税停止中	次の方法により算出された金額のうちいずれか多い方の金額。 ①課税事業所得等の金額×道府県3%・市町村9% ②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110%		次の方法により算出された金額のうちいずれか多い方の金額。 ①課税事業所得等の金額×道府県4.8%・市町村7.2% ②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110%	
	肉用牛の売却による事業所得	0.5%	1.0%	0.6%	0.9%
交 付 金	道府県民税配当割、株式等譲渡所得	—	68/100	—	3/5
	割の市町村交付金交付割合 <small>優遇税率の場合</small>	—	2/3	—	3/5
控 除	配当控除	0.8%	2%	1.2%	1.6%
	外国税額控除	10%	20%	12%	18%
	配当割額及び株式等譲渡所得	32/100	68/100	2/5	3/5
	割額の控除 <small>優遇税率の場合</small>	1/3	2/3	2/5	3/5

- ※1. 上場株式に係る譲渡所得及び道府県民税株式等譲渡所得割は、平成19年12月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。  
 2. 道府県民税配当割は、平成20年3月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。  
 3. 市町村交付金は徴収取扱費を差し引いた後の税収に交付割合を乗じるので、実際の交付金割合とは異なるものとなっている。  
 4. 配当控除は、一般的な配当に係る控除率を記載している(この他の控除率は、道府県民税:市町村民税、0.6%:0.8%、0.3%:0.4%、0.15%:0.2%とする)。



## 税源移譲に伴う所要の措置(案)

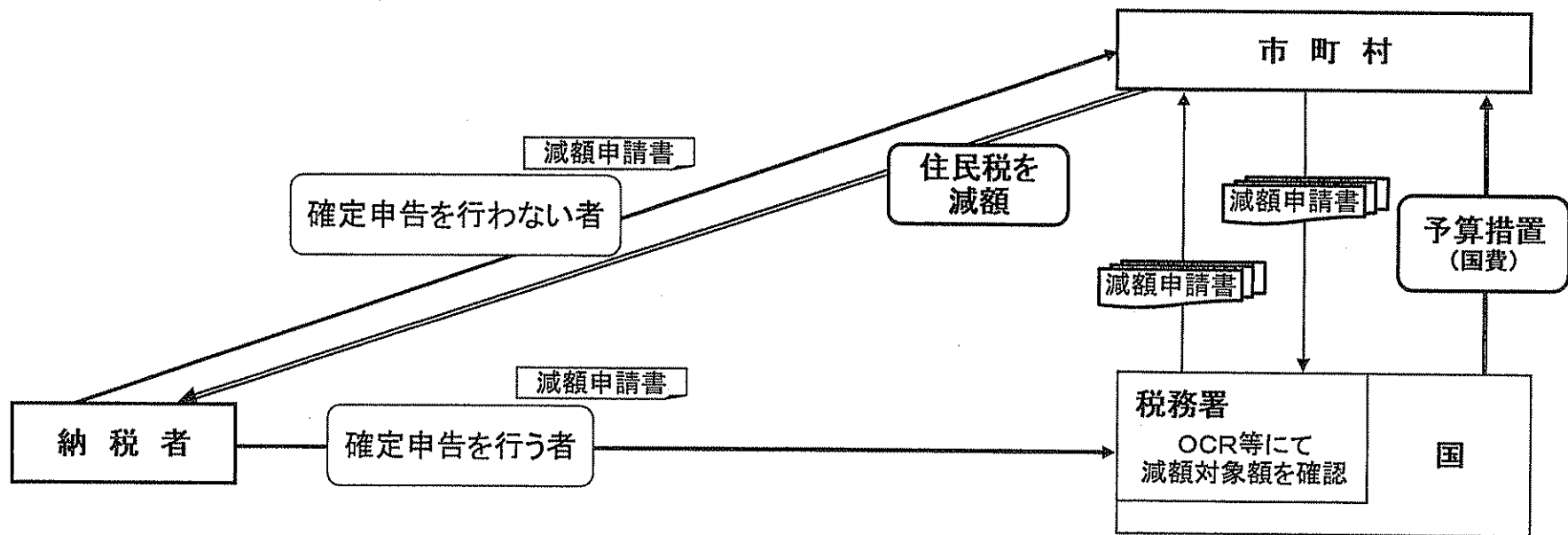
- 累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止する。
- 比例税率化に伴い、退職所得に係る特別徴収税額表を廃止する。
- 平成19年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額を控除した金額がある者のうち、平成20年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から人的控除額の差の合計額を控除した金額がないものについて、申請により平成19年度分の個人住民税を改正前の地方税法の規定の例によって算出した税額まで減額する。
- 市町村が道府県民税を道府県に払い込む場合におけるあん分率の算定について、所要の経過措置を講ずる。

- 平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する額を減額する。

なお、この措置は、対象者の申請に基づき、市町村長が税務署長に照会して減額すべき金額を確認する方法によって実施し、この措置によって生じる平成20年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

(住宅ローン減税関係)

## 個人住民税減額案



### <ポイント> 地方税法等を改正して住民税の減額制度を創設

- (1) 対象者の申請に基づき、市町村が翌年度住民税を減額
- (2) 申請：住民税減額申請書を提出
  - ア) 所得税の確定申告を行う者：税務署へ住民税減額申請書を確定申告書とともに提出
  - イ) 所得税の確定申告を行わない者：市町村へ住民税減額申請書を提出
- (3) 税務署又は市町村で收受された住民税減額申請書に記載された住民税減額対象額を税務署のOCR等により確認
- (4) 市町村が住民税減額対象額を入力して、住民税を減額賦課

## 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の算定方法等について(案)

### 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金

現 行

- ① 個人の道府県民税収入額 × 7%
- ② 個人の道府県民税の  
納税通知書等の数 × 60円



改正案

個人の道府県民税の  
納税義務者数 × 3,000円

(注) 上記の改正は、平成19年度課税分以後の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金から適用する。ただし、平成19年度課税分及び平成20年度課税分については、「3,000円」とあるのを「4,000円」とする。

### 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の徴収取扱費相当額

現 行

税収入額 × 5%



改正案

税収入額 × 1%

(注) 上記の改正は、平成19年8月交付分から適用する。